

## 委第2号議案

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないように求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んで悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦など亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。埼玉県関係も1,138柱が眠っており、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」（洞窟を掘る人）の皆さんの力で令和3年6月現在新たに41柱が追加された。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本市議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

### 記

- 1 御遺骨が混入した土砂については、沖縄の人々の思いに寄り添いながら使用しないように検討すべきである。
  - 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となり、沖縄県と協力して戦没者遺骨収集を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

桶川市議会議長 糸 井 政 樹

令和3年9月22日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐 藤 洋